

問5 「消費者契約の目的となるものの性質に応じ」という文言は何を指すのですか。

(答)

1. 個別の消費者の事情（知識及び経験）の考慮の程度については、「消費者契約の目的となるものの性質」によって異なり得るものと考えられますので、当該文言を明記することとしました。
2. 例えば、複雑な仕組みの金融商品、不動産賃貸借、サイドビジネスなどの契約では、事業者が消費者の知識及び経験を考慮すべき程度は相対的に高いものと考えられます。
3. 他方、使用方法が複雑ではない日用品等の買物などの場面では個別の考慮になじまず、買主である消費者の知識及び経験を考慮すべき程度は必ずしも高くないものと考えられます。